

少量危険物
貯蔵設置
の
取扱い変更届
指定可燃物

海部東部消防組合消防長		年 月 日	
殿 届出者			
		住所	
		氏名	
		電話 ()	
海部東部消防組合火災予防条例第46条の規定により、			貯蔵設置 の 取扱い変更
を届け出ます。			
貯蔵又は 取扱いの 場所	所在地 氏名		
類、品名及び 最大数量	類	品名	最大貯蔵数量 1日の最大取扱数量
貯蔵又は取扱方法 の概要			
貯蔵又は取扱場所 の位置、構造及び 設備の概要			
消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要			
貯蔵又は取扱いの 開始予定期日又は 期間			
その他必要な事項			
受付欄		経過欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 この届出は、工事着手の日の7日前までに届け出ること。
 - 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。
 - 5 印の欄は、記入しないこと。